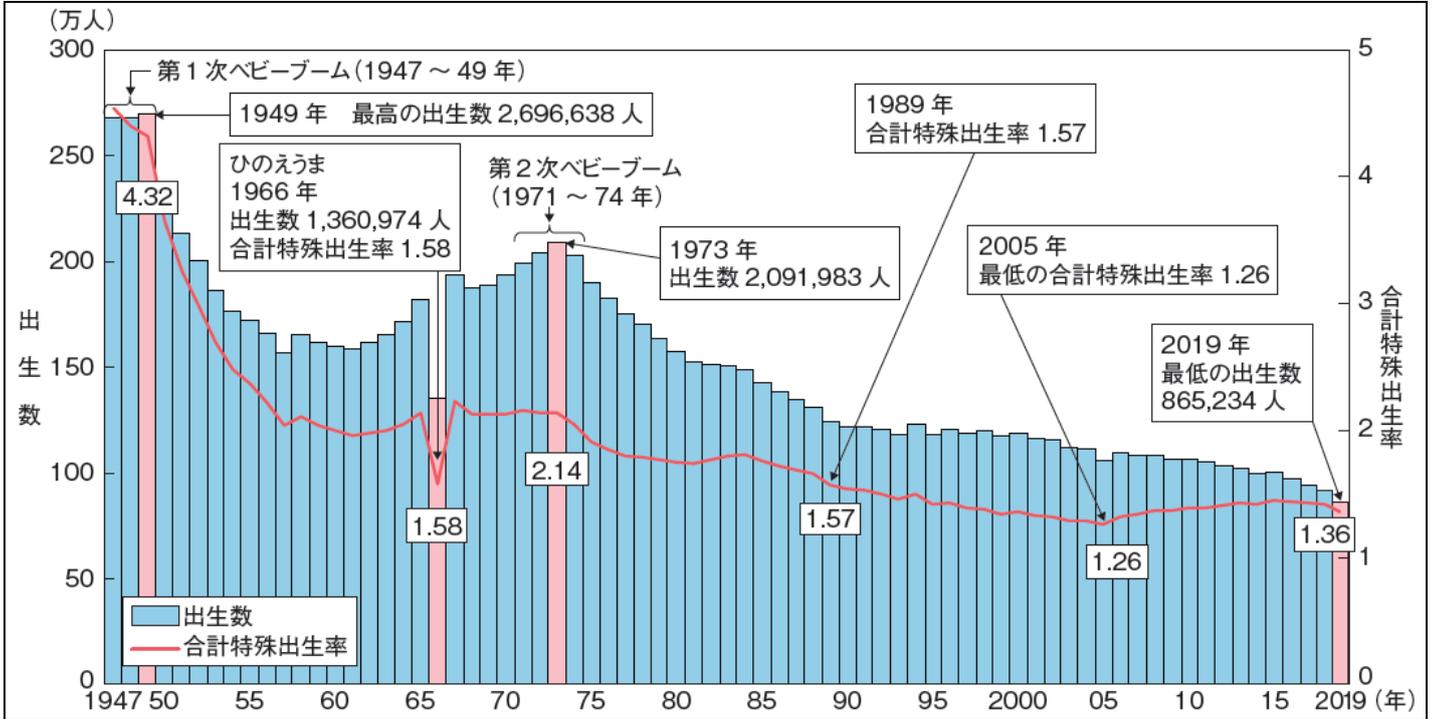


日本の年間の出生数は、第2次世界大戦後の第1次ベビーブーム期には約270万人、その次の世代の第2次ベビーブーム期には約209万人でした。その後は減少傾向が続き、次世代育成支援対策推進法の施行などさまざまな少子化対策にもかかわらず2016年に100万人を下回り、新型コロナウイルスの感染拡大によって、さらに減少に拍車がかかっている状況です。未曾有の少子化危機を前に、政府は不妊治療の保険適用など、さまざまな施策を打ち出そうとしています。今回はこうした状況をご紹介します。



厚生労働省：人口動態統計

過去最少の出生数

厚生労働省が人口動態統計の速報値を公表しました。2021年の出生数は84万2897人だったそうで、前年と比較すると2万9786人(3.4%)減り、6年連続で過去最少を更新しました。

2021年の出生数 約84万人 過去最少

特に2021年1・2月の出生数落ち込みが目立っているようで、この時期は2020年春に妊娠した人々が出産を迎えるタイミングに当たります。2020年春は新型コロナ感染拡大が始まった時期と重なっており、妊娠を控えた影響が出ていると思われます。2021年後半にかけては前年並みの出生数に戻ったものの、コロナ禍前の水準には戻っていません。

また、出生数に大きく影響する婚姻数は51万4242組で、前年に比べても2万3341組(4.3%)減り、戦後最少でした。こちらも新型コロナ感染拡大の影響が色濃く出ており、将来の出生数のさらなる落ち込みが想定されます。

2021年の婚姻数 約51万組 戦後最少

一方で、2021年の死亡数は大幅に増えて戦後最多でした。前年比6万7745人増の145万2289人、前年に11年ぶりの減少(マスク着用や外出自粛などの影響か)となりましたが、再び増加に転じました。出生から死亡を引いた自然増減は60万9392人減となり、初めて60万人を超えました。今後のさらなる人口減少が想定されます。

2021年の死亡数 約145万人 戦後最多

これらの速報値は、日本に住む日本人のほか、日本に住む外国人と外国に住む日本人も含んでいます。毎年6月にまとめる概数や9月の確定数は、日本に住む日本人のみの数字で、速報値より出生数などは少なくなります。

不妊治療の保険適用

厚生労働大臣の諮問機関である中央社会保険医療協議会が、保険医療の公定価格である「診療報酬」の改定内容について答申し、2022年4月に予定される診療報酬改定の方針が固まりました。

今回の改定では医師等の技術料や人件費に当たる本体部分はプラス0.43%とする一方で、薬の公定価格(薬価)部分をマイナス1.37%としたことで、診療報酬全体ではマイナス0.94%の改定になっています。報酬改定のうち0.2%分が「不妊治療の保険適用」に当てられ、今回の報酬改定の柱の一つとなります。

不妊治療の公的保険適用範囲を、人工授精のほか、従来は公的保険適用外だった、より高度な体外受精や顕微授精も対象となるように拡大します。晩婚化などで治療を望む男女は増えていますが、これまで高額な費用が治療開始や継続の足かせとなっていました(体外受精の平均費用は約50万円)。保険適用で3割自己負担となれば、治療を受ける人が増えることが見込まれます。不妊治療を希望する夫婦の負担を軽減します。

対象も夫婦のみならず事実婚カップルが加わり、体外受精や顕微授精は治療開始時点で43歳未満の女性が適用を受けられ、男性側に年齢制限はありません。報酬は治療内容に応じて細かく設定し、たとえば女性の採卵は3万円程度から10万円程度まで幅があります。

少子化に歯止めをかけるためにも、不妊治療の公的保険適用拡大への期待は大きいと言えます。

そもそも診療報酬とは、医療行為の対価として医療機関に支払われる費用を指し、1点10円で計算されています。その範囲は人件費に留まらず、医薬品・医療材料の購入費や医療機器・機材に係る費用、施設維持・管理費用にも充てられています。診療報酬は通常2年毎に改定され、今回の改定はコロナ禍で初めてとなっています。

今回の報酬改定で次に注目できるのは「オンライン診療」に関するものです。オンライン診療に関しては、対面と比べて診療報酬が安くなってしまおう(対面で420点の内容をオンラインで行うと240点等)という課題があったのに加え、システム利用料や決済システム利用料といった導入費用がかさむという面もありました。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大の中、オンライン診療の需要は増えて、今回の改定では初診料を従来の2,140円から2,510円へと、対面の初診料の約9割の水準にまで引き上げることとなりました。これにより、オンライン診療のさらなる普及・本格化が期待されています。

加えて「リフィル処方箋」導入も注目されています。これは、慢性疾患で同じ薬を服用し続ける場合に、診察なしで薬の受け取りが可能になるというものです。この導入により、医療費の抑制や受診の効率化が期待されています。

目まぐるしく社会情勢が変化するのと同様に、医療の在り方も変化していくことが求められています。

<個別相談の実施>

次世代法に関する「行動計画の策定・届出」「認定・認証の取得」などについて、ご要望をいただければ、次世代育成支援対策推進員(特定社会保険労務士)がお伺いして個別相談にお応えいたします。お気軽にご連絡ください。

神奈川県経営者協会 TEL 045-671-7060